

## <対策のポイント>

クマによる人身被害等防止のため、クマの誘引物となる管理されていない果樹の伐採等を行う自治会、自治振興会等の団体を支援します。

## <事業の内容>

自治会等が、放任果樹の伐採等をする場合に、当該作業に係る経費を支援します。

## <補助対象経費>

伐採、伐採に必要な作業、撤去及び処分を【伐採等】と定義しています。補助対象経費は以下のとおりです。

- ・伐採等に必要な消耗品、作業用機械の燃料費
- ・クレーン車、チェーンソー等の作業用機械の借り上げ料、オペレーターによる経費
- ・地域住民の活動に要する経費（交通費、食事代等）
- ・伐採等の作業を業者等に委託するための経費
- ・その他市長が必要と認めるもの

## <事業概要>

### 対象者

放任果樹の所有者から伐採等の承認を得た市内の自治会、自治振興会又はその他の団体が市長が認めたもの

### 補助内容

放任果樹の伐採等を行う町内会等に対し、予算の範囲内において補助金を交付

### 補助率

補助対象経費の2分の1以内（百円未満切り捨て）

### 補助上限額

伐採する果樹1本あたり7,500円

※同一団体による申請は、同一年度に1回限りとなります。



## 【お問い合わせ先】

農林課 TEL : 0766-67-1760 (内線 423)

FAX : 0766-67-5009